

## 配水管の新設等（寄附採納・受託工事）に係る各種手続きについて

令和8年4月

水道課計画係

### 1. 配水管の新設等（寄附採納・受託工事）について

伊丹市上下水道局では、各要綱に記載する条件を満たす場合に限り、配水管の新設等（寄附採納・受託工事）を実施しています。当該手続きを希望される場合は、各種書類の提出より **30日以上前**に必ず本局給排水課へ**事前相談**を行ってください。

### 2. 用語の定義及び適用条件

#### ● 寄附採納

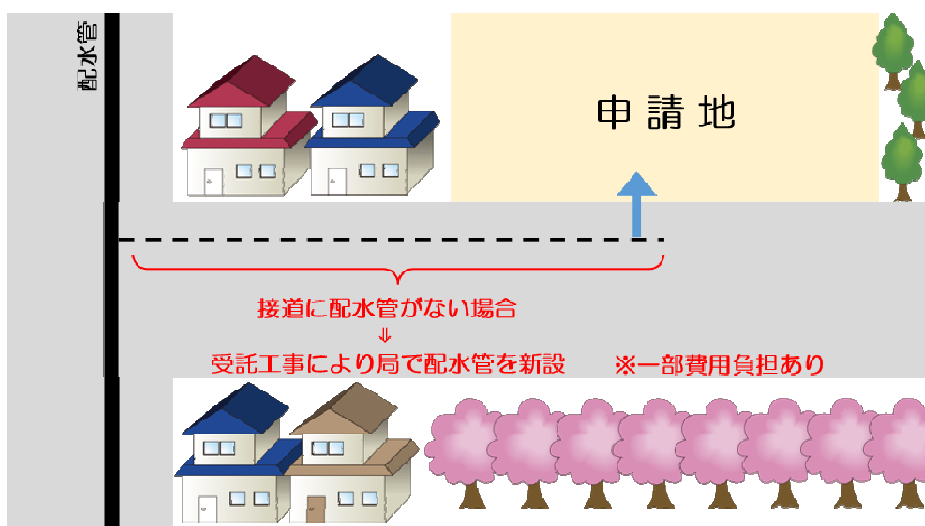
<p>① 用語の定義</p> <p>申請者が水道管（付属設備を含む。）を局に無償譲渡し、その譲渡を局が受理すること。寄附採納された水道管（付属設備を含む。）は、以後、局により維持管理を行うものとする。</p> <p>② 適用条件</p> <p>(1) 認定道路、又は認定道路になることが決定されている土地に整備された水道管（付属設備を含む。）であること。</p> <p>(2) (1)以外の場合であっても、道路管理者又は河川管理者より、局が所有するものとして条件を付された水道管（付属設備を含む。）であること。</p> <p>(3) 水道管の両端は、既設配水管と相互連絡していること、又は、水道管の両端のいずれか一方が、既設配水管と連絡できない場合は、維持管理上必要な機能を有していること。</p> <p>(4) 局が指定する耐震管であること。</p> <p>(5) 局と協議の上決定した場所に、必要箇所数の付属設備を設置していること。</p> <p>⇒ 詳細は、「伊丹市上下水道局水道管寄附採納取扱要綱」をご確認ください。</p> <p>⇒ 申請手続きは、「5. 寄附採納の手続きに係る事務フロー」をご確認ください。</p>
---

#### ● 受託工事

<p>① 用語の定義</p> <p>申請者からの依頼に対して、局が配水管を新設又は増径する配水管布設工事をいう。</p> <p>② 適用条件</p> <p>(1) 認定道路、又は認定道路になることが決定されている土地であること。</p> <p>(2) 申請のあった年度の予算の範囲内であること。</p> <p>(3) 局が受託する必要性のあると認められたものであること。</p> <p>⇒ (注)申請者は、工事費の一部負担が必要となります。（要綱第4条）</p> <p>⇒ 詳細は、「伊丹市上下水道局配水管受託工事取扱要綱」をご確認ください。</p> <p>⇒ 申請手続きは、「6. 受託工事の手続きに係る事務フロー」をご確認ください。</p>
--

### 3. 配水管の新設例

- 例1) 接道配水管なし → 接道まで配水管を新設 → 寄付採納、受託工事  
 例2) 接道配水管あり → 接道配水管の増径が必要 → 受託工事  
 例3) 開発地内における認定予定道路 → 配水管を新設 → 寄付採納  
 ※ 開発規模や配管状況等の諸条件によるため必ず**事前相談**を行ってください。



図：配水管の新設例1（受託工事）のイメージ

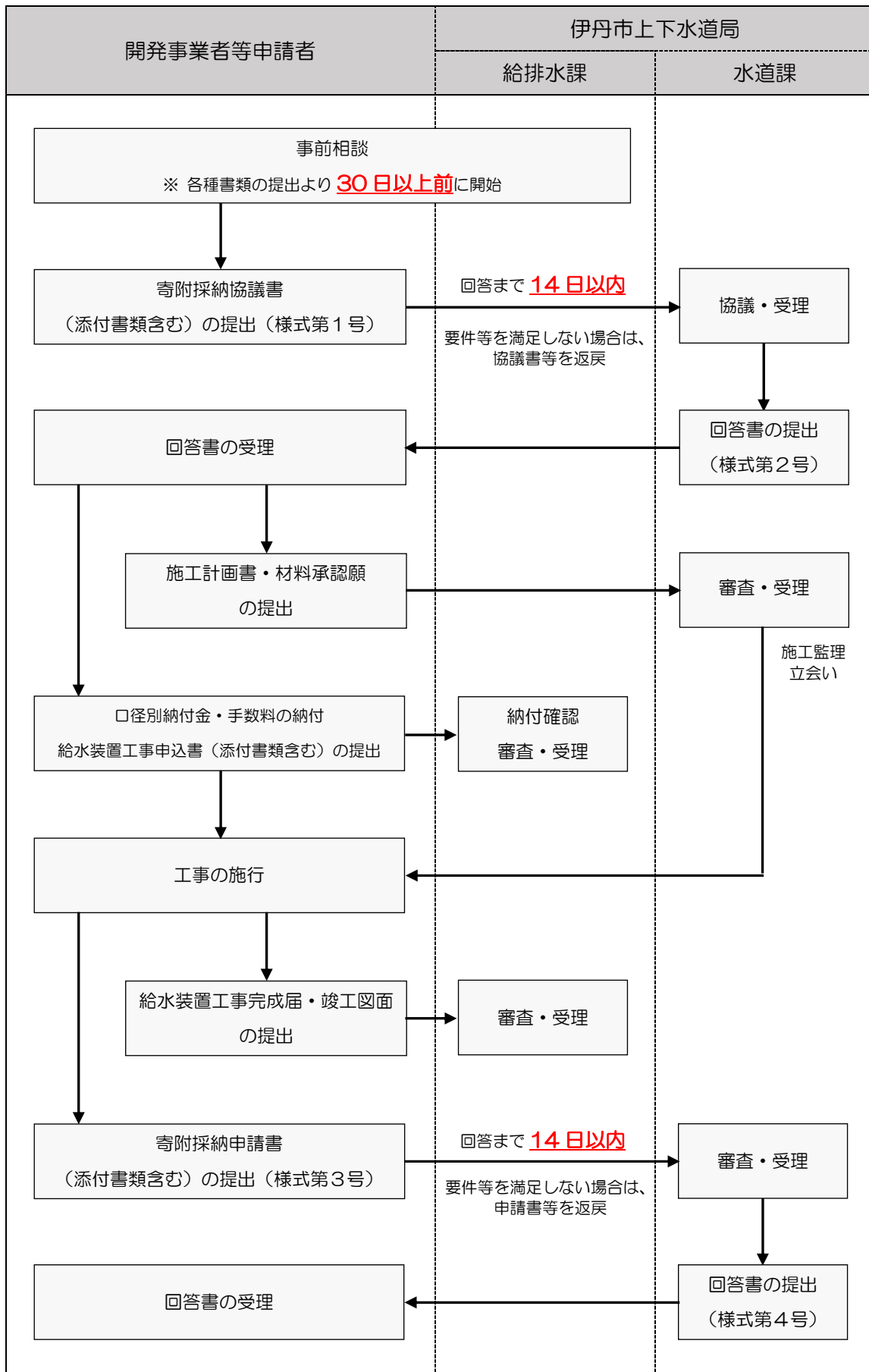
### 4. 各種手続き等に関する問い合わせ先

【事前相談・給水装置工事の申込】	【協議書・申請書等の提出】
住 所 〒664-0881 兵庫県伊丹市昆陽1丁目1番地の2	住 所 〒664-0881 兵庫県伊丹市昆陽1丁目1番地の2
担 当 伊丹市上下水道局 経営企画室 給排水課 給排水設備係	担 当 伊丹市上下水道局 整備保全室 水道課 計画係
電 話 072-783-1654（直通）	電 話 072-783-1663（直通）
FAX 072-783-0911	FAX 072-784-8044

⇒ なお、配水管の新設（寄付採納・受託工事）に係る協議及び申請等の受付は、令和8年4月1日以降より開始します。

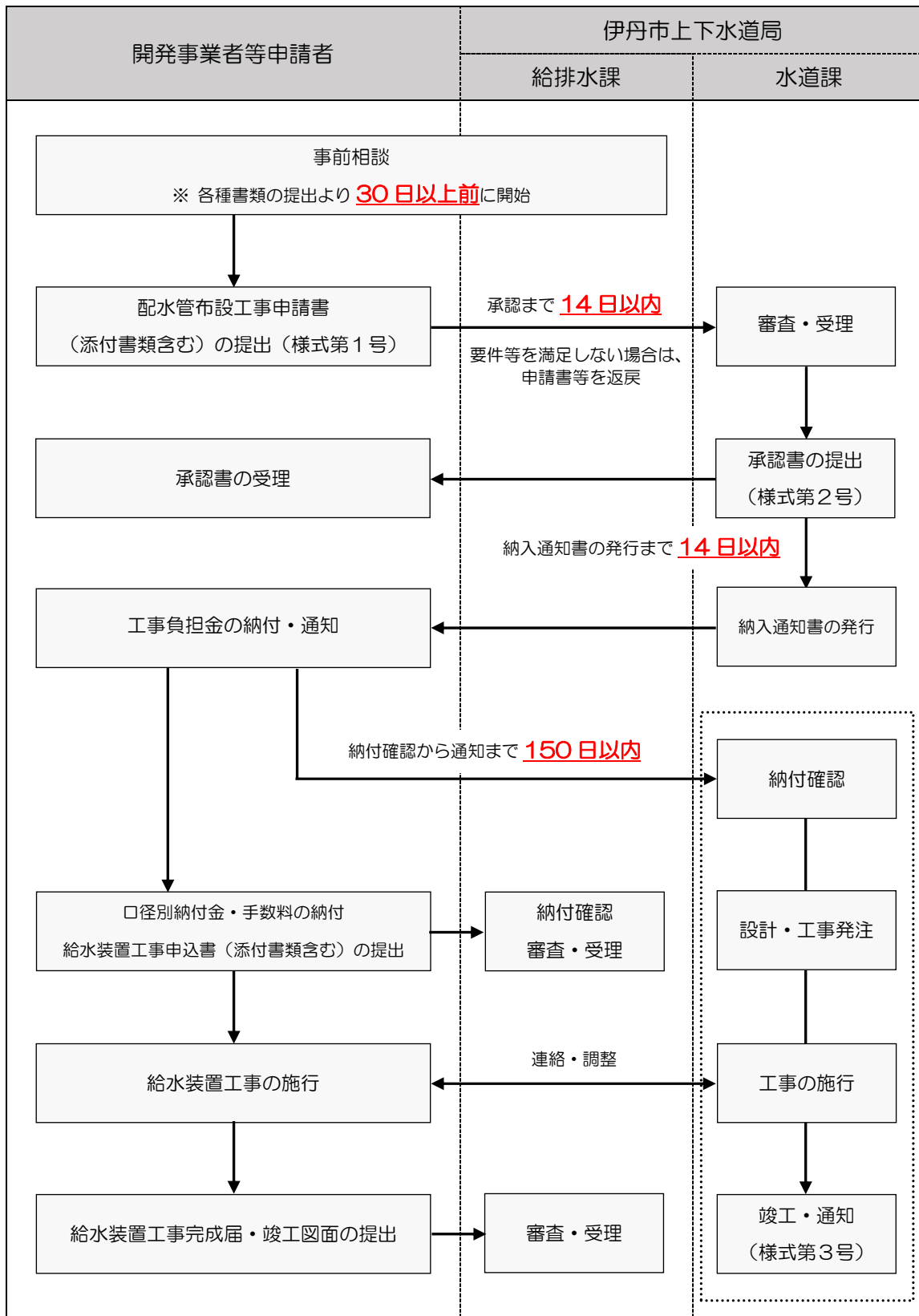
## 5. 寄附採納の手続きに係る事務フロー

寄附採納に係る協議及び申請等は、下記のフローに従って行ってください。



## 6. 受託工事の手続きに係る事務フロー

受託工事に係る協議及び申請等は、下記のフローに従って行ってください。



(参考\_受託工事に係る所要日数イメージ)

開発事業者等申請者	伊丹市上下水道局	日程イメージ	一般的な所要日数
事前相談開始		令和8年6月5日	
			<b>30日以上</b>
配水管布設工事申請書の提出		令和8年7月10日	
			<b>14日以内</b>
	承認書の提出	令和8年7月21日	
			<b>14日以内</b>
	納入通知書の発行	令和8年8月3日	
工事負担金の納付・通知	納付確認	令和8年8月7日	<b>150日以内</b>
	設計開始	令和8年8月7日	
	設計完了	令和8年9月11日	
	公告	令和8年10月9日	
	契約	令和8年10月28日	
	工事着手	令和8年11月24日	
	工事竣工・通知	令和9年1月6日	

概ね次に示す日数が必要となります。

- ・ 設計期間 : 30日
- ・ 発注期間（設計完了～公告～契約） : 60日
- ・ 工事期間（準備・後片付けを含む） : 60日